

令和7年度保健事業計画

事業	実施時期	事業内容
1. 疾病予防事業の推進		
(1) 各種健診における受診率の向上		
① 定期健康診断 (生活習慣病予防健診)	5月～6月	契約医療機関による事業所巡回健診。 被扶養者(30歳以上)、任意継続被保険者も併せて実施。 被扶養者の自宅へ受診案内を郵送。健診受診状況調査の実施検討。 がん検診:大腸がん(便潜血検査)、肺がん(X線検査)、胃がん(バリウム) 子宮がん(HPV検査・自己採取法)、乳がん(エコー検査) >実施期間の短縮(延べ日数は維持) >がん検診、特に婦人科がん検診の受診率向上 >若年層(39歳以下)の健診項目追加検討(生活習慣病・メタボの早期予防)
② 人間ドック	4月～9月	基本費用及び、オプションの一部に補助(医療機関及び年齢条件あり) 実施機関 : 契約医療機関、健保連契約機関 対象者 : 35歳以上の被保険者及び被扶養者 >令和5年度よりWeb申込を実施、令和6年度は受診券の発行廃止(手続の効率化) >令和3年度より費用の補助は原則9月末受診分まで >婦人科オプションの受診率向上
③ 特定健康診査	4月～3月	集合契約医療機関の受診(被扶養者のうち希望者) 対象者 : 40歳以上の定期健診、人間ドックの未受診者 >受診率向上およびパートや先行政等で受診した場合の受診データ提出依頼
④ 歯科検診	9月～10月 ※5月～6月	委託機関が各事業所を巡回にて実施。 口腔診査及び、歯周病予防指導の実施、口腔ケアグッズを支給。 対象者 : 被保険者及び被扶養者 >被扶養者の受診率向上…健康診断家族会場で同時実施(KG本社・カーサ松戸)
⑤ 婦人科検診 (子宮がん、乳がん)	4月～12月 (9月までを推奨)	定期健診未受診者が婦人科検診単独契約医療機関にて受診した場合、もしくは健保直接契約医療機関での人間ドックオプションに対して受診料の一部を補助 対象年齢:被保険者の子宮がん検査は全年齢、それ以外は30歳以上 >受診率向上(継続・強化) ・婦人科系疾病についての理解促進…セミナーの実施等 ・利用し易さ、受診し易さに関する環境整備
⑥ 二次検査	11月	定期健康診断の結果に基づき、有所見者に再検査を実施。 関係事業 : 生活習慣病予防健診(定期健康診断) 対象者 : 定期健康診断で、血糖、血圧、脂質、肝機能に関する項目の検査結果が「要再検査(C1,C2)」と判定された方。 但し事業所産業医判断での追加・除外の場合あり。
(2) 特定健診・保健指導の計画的推進		
	健診4～9月 保健指導 初回面談: 11月・2月	事業主と協働して各種健診を受診について家族を含め広報の実施。 保健指導対象者に対し、事業主と連携して特定保健指導を計画。 契約委託先にて特定保健指導の実施。 >事業主と連携した実施率向上およびリピーター対策の実施 >「動機付け支援」実施率向上(対象事業所拡大)、被扶養者への保健指導継続
(3) 健康相談事業の利用促進		
① 健康相談・保健指導	通年	保健師による健康相談・保健指導を実施。 >各事業所の担当者、産業医との連携強化
② からだとこころの健康相談	通年	令和5年4月より24時間対応の健康相談を新規に委託。メンタルヘルスを含めた健康全般の不調、悩み、疑問等に対応し適切な対処方法のアドバイス、医療機関の紹介等までを行う。メンタルヘルス相談は各地のカウンセリングルームも使用可能。 >利用率向上に向けた取り組み実施。
(4) 健康づくりのための支援事業		
① インフルエンザ予防接種	11月	希望者(健保未加入者含む)に対し、インフルエンザ予防接種を実施。 費用は、全額受診者負担とする。
② セルフメディケーション推進施策	通年	疾病予防、早期対応、応急処置等のための薬品を家庭に常備すること、また、調剤薬品の入手のみを目的とした安易な医療機関受診を防ぐための市販薬利用を促進するための施策。 …セルフメディケーションの推進施策検討
③ スポーツクラブの利用推奨	4月～	健康づくりの支援、株式会社ルネサンスの利用推奨

2. 財政健全化対策の推進			
(1) 保険給付費適正化対策の強化			
①	被扶養者資格確認調査の実施	8月～11月	認定後の被扶養者資格の継続的チェックの実施。 >オンライン資格確認を活用した効率化(事前ふるい分け等) >必要に応じた調査対象者の追加実施(年収上限に近い対象者等)
②	医療費通知の配布	9月、3月	半年分の受診(1月～6月、7月～12月)について、受診状況・医療費を通知。 医科、歯科、調剤、柔整の実績を被扶養者を含めて世帯単位で印字。
③	ジェネリック医薬品利用に関する情報提供	8月、2月	医薬品の利用状況から抽出した対象者に対し、ジェネリック医薬品の情報を提供し切り替えを推奨する案内を送付、送付後の切り替え効果の検証までを実施。
④	医療費の適正化 対策	通年	医療費の適正な使用を図る為、レセプトの点検及び療養費等給付について請求者等への照会・内容点検を実施する。令和5年度よりレセプト点検については、臨時職員による点検から外部業者への委託に変更、更に第三者行為求償業務についても追加委託。 ・更なる取組みとして、重複・頻回受診チェックの委託を実施
3. 保健指導宣伝事業の充実			
(1)	機関紙の発行	4月、10月、1月(年3回)	健康保険組合の現況を伝え、社会保険制度への理解を深めて、疾病予防や健康管理に対する関心を高めるため、内容の充実を図る。 >Web化の検討を継続
(2)	ホームページの活用 促進	通年	加入者の健康保険に対する理解を深めるよう、ホームページの内容の分かりやすい情報等、その充実を図る。 >令和4年度にHPの全面リニューアル実施、更なる活用促進 ・情報発信強化 ・利便性向上 ・各種Web申込 ・スマートホン対応 ・LINE連携 ・タイムリーな発信、LINE連携促進、事業所向サイト充実、申請書様式更新
(3)	健康増進・疾病予防に関するセミナー		
①	健康づくり教室の開催	年2回	心の健康、運動と体力づくりなど、予防と食生活の改善等に関し、医師等専門家による講演会の開催。実施時期はテーマに合わせて柔軟に設定。
②	若年層向けセミナー・指導	年1回	健診結果に基づくリスク分析レポート作成と指導の実施を検討
(4)	健康者表彰	12月	1年間医療給付を受けなかった被保険者(被扶養者の内容を含める)かつ事業者から推薦があった者に対し、記念品を贈呈し表彰する。 調査期間: 令和6年8月1日～令和7年7月31日の1年間(家族を含め対象者抽出)
(5)	参考図書等の配布		
①	健康保険制度に関する図書	通年	新規加入者に対し、冊子(社会保険の知識)を配布。
②	育児指導書	毎月	被保険者及び被扶養者の出産に対し、育児書(月刊「赤ちゃんと!」)を1年間配布。
③	健康管理事業推進委員への情報誌	毎月	健康管理事業推進情報誌『ヘルスアップ21』を毎月配布
(6)	糖尿病性腎症重症化予防プログラム(健保連千葉連合会共同事業)	4月～	生活習慣病である糖尿病から慢性腎臓病、腎不全への重症化の予防。 健診データから抽出した対象者に保健指導の実施。 事業主と対象者の受診環境の整備等で連携して実施。
(7)	第3期データヘルス計画(コラボヘルス)の推進 事業主と協働して生活習慣病等の予防の実施	4月～	各事業所の健康課題に対し、健保と事業主が協働して生活習慣病予防、健康維持・増進を図る。 第3期データヘルス計画で設定した指標、目標に沿った取り組み 「みんなで参加、健康づくりプラン(みんな健)」の継続実施 【重点取り組み】 第3期データヘルス計画で設定した指標、目標と各事業所における現状とを照合し、事業所ごとの取り組みを検討・実施する。(事業所・健保との協業) 健康白書の活用
(8)	保健事業・制度に関する理解促進	通年	①保健事業・制度、健康に関する理解促進策 【内容】 保険制度、データヘルス、特定保健指導、医療費等について 【対象】 経営幹部、ライン管理者、加入者本人の各層別実施 【形式】 説明会、セミナー、個別説明 ②社会保険関連法、事務手続きに関する理解促進策 事業所社会保険担当者への説明会開催、資料配布等
4.	個人情報保護の徹底	通年	個人情報保護に関して、諸規程の順守を推進する。
5.	職員研修の充実	通年	職員が実務に必要な研修等を受講しスキルアップを図る。
6.	制度改正への確実な対応	通年	①マイナンバーカードの保険証一体化、保険証廃止に向けた対応。 >制度改正に関する周知、マイナンバーカード取得・保険証紐づけ推進施策実施 >オンライン資格確認システムにおける登録データのチェック(正確性の確保) >各種届出様式の変更 >「資格確認書」の一斉交付に向けた対応 ②第3期データヘルス計画、第4期特定健診・特定保健指導への対応 ※別記 疾病予防事業、保健指導宣伝事業にて ③電子申請システム、電子決裁等、手続きの電子化への対応検討。
7.	事業および事務作業等の効率化	通年	>健診結果のデータ入力作業、分析業務の効率化 ・ドック結果の入力外注継続、集計・分析資料(健康白書)作成の外注継続 >一部専門業務のアウトソーシング検討 ・レセプト点検作業、第三者行為求償業務の外部委託継続 重複・頻回受診チェックの委託検討。